

新潟県公安委員会規則第4号

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成28年3月25日

新潟県公安委員会

委員長 小 熊 迪 義

行政不服審査法の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(新潟県公安委員会の文書管理に関する規則の一部改正)

第1条 新潟県公安委員会の文書管理に関する規則（平成23年新潟県公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(保存期間の延長)	(保存期間の延長)
<p>第12条 次に掲げる行政文書については、前条の規定にかかわらず、保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 現に係属している審査請求における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第12条 次に掲げる行政文書については、前条の規定にかかわらず、保存期間の満了する日後においても、その区分に応じてそれぞれ次に定める期間が経過する日までの間保存期間を延長するものとする。この場合において、一の区分に該当する行政文書が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間保存するものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間</p> <p>(4) (略)</p>

(新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部改正)

第2条 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前																
別表	別表																
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">種別</td> <td>警察本部長が専決できる事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行査 政法 不関 服係 審</td> <td>行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定による審査請求の補正の命令</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	種別	警察本部長が専決できる事務	(略)		行査 政法 不関 服係 審	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定による審査請求の補正の命令	(略)		<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 10%;">種別</td> <td>警察本部長が専決できる事務</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行査 政法 不関 服係 審</td> <td>行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第21条の規定による審査請求の補正の命令(第48条において準用する場合を含む。)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	種別	警察本部長が専決できる事務	(略)		行査 政法 不関 服係 審	行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第21条の規定による審査請求の補正の命令(第48条において準用する場合を含む。)	(略)	
種別	警察本部長が専決できる事務																
(略)																	
行査 政法 不関 服係 審	行政不服審査法(平成26年法律第68号)第23条の規定による審査請求の補正の命令																
(略)																	
種別	警察本部長が専決できる事務																
(略)																	
行査 政法 不関 服係 審	行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第21条の規定による審査請求の補正の命令(第48条において準用する場合を含む。)																
(略)																	

(特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第3条 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年新潟県公安委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正

後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第2号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">不指定通知書</p> <p>(略)</p> </div> <p>(教示)</p> <p>1 <u>審査請求について</u></p> <p><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p> <p>2 <u>処分の取消しの訴えについて</u></p> <p><u>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p><u>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</u></p> <p><u>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこ</u></p>	<p>別記様式第2号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">不指定通知書</p> <p>(略)</p> </div> <p>(教示)</p> <p>1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</u></p> <p>2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>

の処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第5号（第4条関係）

(略)

指定取消通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第5号（第4条関係）

(略)

指定取消通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があ

別記様式第7号（第5条関係）

(略)

報告等要求書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起

ったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考 行政手続法（平成5年法律第88号）第27条第2項ただし書の規定により異議申立てをすることができる場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定による異議申立ての教示も併せて書面により行うこと。

別記様式第7号（第5条関係）

(略)

報告等要求書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

算して6か月以内に提起することができます。
(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考（略）

別記様式第8号（第6条関係）

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は

備考（略）

別記様式第8号（第6条関係）

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

<p>新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p>備考 (略)</p>	<p>備考 (略)</p>
---	---------------

(新潟県迷惑行為等防止条例施行規則の一部改正)

第4条 新潟県迷惑行為等防止条例施行規則（平成20年新潟県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第1号（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">指示書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 <u>審査請求について</u></p> <p><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p>	<p>別記様式第1号（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">指示書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</u></p>

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第2号（第4条関係）

(略)

事業停止命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第2号（第4条関係）

(略)

事業停止命令書

(略)

(教示)

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（質屋営業法施行細則の一部改正）

第5条 質屋営業法施行細則（昭和37年新潟県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第8号（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">不許可通知書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申</p>	<p>別記様式第8号（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">不許可通知書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）こ</p>

立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

の処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第9号（第4条関係）

(略)

変更不許可通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請

別記様式第9号（第4条関係）

(略)

変更不許可通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第10号（第5条関係）

(略)

許可取消処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

(略)

別記様式第10号（第5条関係）

(略)

許可取消処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- (3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第11号（第5条関係）

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(略)

別記様式第11号（第5条関係）

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第16号（第8条関係）

(略)

不承認通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請

(略)

別記様式第16号（第8条関係）

(略)

不承認通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

(略)

(古物営業法施行細則の一部改正)

第6条 古物営業法施行細則（昭和37年新潟県公安委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第1号（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">不許可通知書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請</p>	<p>別記様式第1号（第3条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">不許可通知書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第3号（第5条関係）

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

別記様式第3号（第5条関係）

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第4号（第6条関係）

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知っ

別記様式第4号（第6条関係）

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

た日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第5号（第7条関係）

(略)

許可取消処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟

別記様式第5号（第7条関係）

(略)

許可取消処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第9号(第10条関係)

(略)

行商従業者証等承認取消処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。))に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会とな

(略)

別記様式第9号(第10条関係)

(略)

行商従業者証等承認取消処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第11号(第12条関係)

(略)

不認定通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。))に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第11号(第12条関係)

(略)

不認定通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第12号 (第13条関係)

(略)

認定取消処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請

別記様式第12号 (第13条関係)

(略)

認定取消処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- (3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第14号（第15条関係）

(略)

盗品売買等防止団体不承認通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

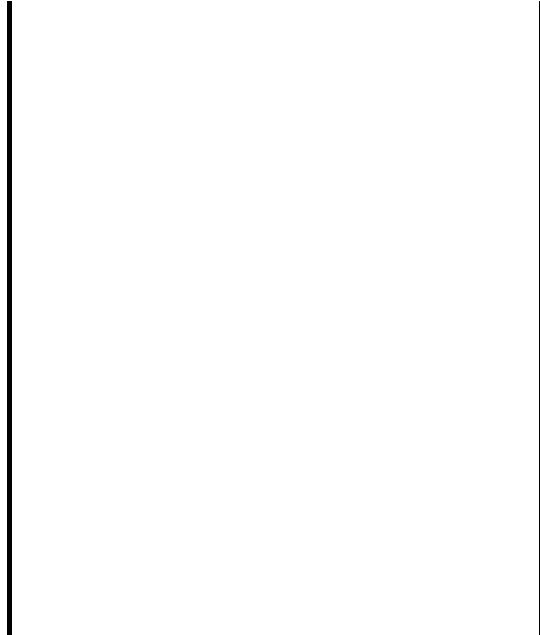
ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日



(略)

別記様式第14号（第15条関係）

(略)

盗品売買等防止団体不承認通知書

(略)

(教示)

- 1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

- 2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- (3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第15号（第16条関係）

(略)

盗品売買等防止団体承認取消処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

別記様式第15号（第16条関係）

(略)

盗品売買等防止団体承認取消処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（犯罪による収益の移転防止に関する法律施行細則の一部改正）

第7条 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行細則（平成20年新潟県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第3号（第4条関係）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">是正命令書</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（略）</p> <p>（教示）</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、</p> </div>	<p>別記様式第3号（第4条関係）</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;">是正命令書</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>（略）</p> <p>（教示）</p> <p>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> </div>

<p>処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</p> <p>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>
---	------------

(警備業法施行細則の一部改正)

第8条 警備業法施行細則（昭和47年新潟県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式 第3号（第6条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">指示書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 <u>審査請求について</u></p> <p><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した</u></p>	<p>別記様式 第3号（第6条関係）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">指示書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</u></p>

後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

第4号（第7条関係）

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

(略)

第4号（第7条関係）

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

(略)

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被

告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分_の取消_しの訴えを提起することができます。

第5号（第8条関係）

(略)

(略)

営業廃止命令書

(略)

営業廃止命令書

(略)

(教示)

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(略)

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第9条 探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成19年新潟県公安委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別記様式第2号（第3条関係） 指示書	別記様式第2号（第3条関係） 指示書
(略)	(略)
(略)	(略)
(教示)	(教示)
<p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第3号（第4条関係）

営業停止命令書

(略)

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日か

(略)

別記様式第3号（第4条関係）

営業停止命令書

(略)

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ら起算して6か月以内に提起することができます。

- (3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第4号（第5条関係）
営業廃止命令書

(略)

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- (3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合に

(略)

別記様式第4号（第5条関係）
営業廃止命令書

(略)

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

は(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

(略)

(新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第10条 新潟県接客飲食店等営業に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例施行規則(平成16年新潟県公安委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第1号(第4条関係) (略) 指示書 (略) (教示)</p> <p>1 <u>審査請求について</u></p> <p><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p> <p>2 <u>処分の取消しの訴えについて</u></p>	<p>別記様式第1号(第4条関係) (略) 指示書 (略) (教示)</p> <p>1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</u></p> <p>2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起</u></p>

することができます。

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第2号（第5条関係）

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消

別記様式第2号（第5条関係）

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正）

第11条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年新潟県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別記様式第1号（第2条関係）</p> <p>受診等命令書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 審査請求について</p> <p>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</p> <p>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</p> <p>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</p> <p>2 処分の取消しの訴えについて</p> <p>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知っ</p>	<p>別記様式第1号（第2条関係）</p> <p>受診等命令書</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</p> <p>2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>

た日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第2号（第3条関係）

(略)

不許可通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟

別記様式第2号（第3条関係）

(略)

不許可通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第3号(第4条関係)

(略)

受検却下通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。))に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会とな

(略)

別記様式第3号(第4条関係)

(略)

受検却下通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第5号(第6条関係)

(略)

不指定通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。))に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第5号(第6条関係)

(略)

不指定通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第6号（第7条関係）

(略)

不認定通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請

別記様式第6号（第7条関係）

(略)

不認定通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

- (3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第7号（第8条関係）

(略)

認定取消処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

- (1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起す

別記様式第7号（第8条関係）

(略)

認定取消処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ることができます。

- (3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第8号（第9条関係）

(略)

改善命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合

別記様式第8号（第9条関係）

(略)

改善命令書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第9号(第10条関係)

報告徴収書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。))に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日か

別記様式第9号(第10条関係)

報告徴収書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ら起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第10号（第11条関係）

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができな

別記様式第10号（第11条関係）

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

くなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第11号（第12条関係）

(略)

許可取消処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記

別記様式第11号（第12条関係）

(略)

許可取消処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) (審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第13号 (第14条関係)

(略)

解嘱通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2))の期間やこの処分(審査請求をした場合には、

別記様式第13号 (第14条関係)

(略)

解嘱通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(行列行進、集団示威運動に関する条例の運用に関する規則の一部改正)

第12条 行列行進、集団示威運動に関する条例の運用に関する規則(昭和38年新潟県公安委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>様式第2号</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">行列行進・集団示威運動許可証</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 <u>審査請求について</u></p> <p><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p> <p>2 <u>処分の取消しの訴えについて</u></p> <p>(1) <u>この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができ</u></p>	<p>様式第2号</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">行列行進・集団示威運動許可証</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(教示)</p> <p>1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</u></p> <p>2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>

ます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に審査請求をすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第3号

(略) 行列行進・集団示威運動許可証
(略)
(略) (教示)
1 審査請求について
<p><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p>
2 処分の取消しの訴えについて

様式第3号

(略) 行列行進・集団示威運動許可証
(略)
(略) (教示)
1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に審査請求をすることができます。</u>
2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から</u>

起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

様式第4号

行列行進・集団示威運動不許可通知書
(略)
(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をす

様式第4号

行列行進・集団示威運動不許可通知書
(略)
(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

<p>ることが認められる場合があります。</p> <p>2 <u>処分の取消しの訴えについて</u></p> <p>(1) <u>この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p>(2) <u>また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</u></p> <p>(3) <u>ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</u></p>	<p>2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>
---	---

（新潟県道路交通法施行細則の一部改正）

第13条 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前										
<p>別記様式第6の2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">駐車許可証</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>裏面</p>	(略)	(略)	駐車許可証	(略)	(略)	<p>別記様式第6の2</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">駐車許可証</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr> </table> <p>裏面</p>	(略)	(略)	駐車許可証	(略)	(略)
(略)											
(略)											
駐車許可証											
(略)											
(略)											
(略)											
(略)											
駐車許可証											
(略)											
(略)											

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

(教示)

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に新潟県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(なお、処分のあったことを知った日から60日以内であっても、処分の日から1年を経過すると不服申立てをすることができなくなります。)

処分の取消しの訴え(取消訴訟)は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、提起しなければなりません(なお、処分のあった

別記様式第6の4

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合に

ことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、処分のあったことを知った日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

別記様式第6の4

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

は(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第6の5

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(略)

別記様式第6の5

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第6の6

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求の

(略)

別記様式第6の6

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

(略)

別記様式第7の6

(略)
安全運転管理者・解任命令書 副安全運転管理者
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は

別記様式第7の6

(略)
安全運転管理者・解任命令書 副安全運転管理者
(略)
(略)

(教示)

新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第7の8

(略)
車両の使用制限書
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(略)

別記様式第7の8

(略)
車両の使用制限書
(略)
(略)

(教示)

として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第11

運転免許試験合格決定取消通知書
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(略)

別記様式第11

運転免許試験合格決定取消通知書
(略)
(略)

(教示)

として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

別記様式第11の2

受験停止通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(略)

別記様式第11の2

受験停止通知書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申

立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

(略)

別記様式第23

解嘱通知書
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1

別記様式第23

解嘱通知書
(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

（新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第14条 新潟県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前
別記様式第1号（第3条関係）	別記様式第1号（第3条関係）
(略)	(略)
認定に関する通知書	認定に関する通知書
(略)	(略)
(教示)	(教示)
1 審査請求について この処分について不服がある場合は、こ	1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算

の処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第3号（第4条関係）

(略)

認定取消処分通知書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」

別記様式第3号（第4条関係）

(略)

認定取消処分通知書

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員

といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第8号（第8条関係）

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

別記様式第8号（第8条関係）

(略)

指示書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分について

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

の異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第10号（第9条関係）

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1

別記様式第10号（第9条関係）

(略)

営業停止命令書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）

年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第12号（第10条関係）

(略)

営業廃止命令書

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

別記様式第12号（第10条関係）

(略)

営業廃止命令書

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第14号（第11条関係）

指示書

(略)

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくな

別記様式第14号（第11条関係）

指示書

(略)

(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

ります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第16号（第11条関係）

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をする

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第16号（第11条関係）

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

ことができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第17号（第11条関係）

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 審査請求について

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第17号（第11条関係）

指示書
(略)
(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第21号（第11条関係）

(略)
安全運転管理者・解任命令書
副安全運転管理者
(略)

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第21号（第11条関係）

(略)
安全運転管理者・解任命令書
副安全運転管理者
(略)

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第22号(第11条関係)

(略)

車両の使用制限書

(略)

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第22号(第11条関係)

(略)

車両の使用制限書

(略)

(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

(略)

(教示)

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。

(新潟県放置違反金に係る納付命令等に関する規則の一部改正)

第15条 新潟県放置違反金に係る納付命令等に関する規則(平成18年新潟県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第1号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">放置違反金納付命令書</p> <p>(略)</p> </div> <p>(教示)</p> <p>1 <u>審査請求について</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p> <p>2 <u>処分の取消しの訴えについて</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査</u></p>	<p>別記様式第1号（第2条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">放置違反金納付命令書</p> <p>(略)</p> </div> <p>(教示)</p> <p>1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</u></p> <p>2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>

請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第3号 (第4条関係)
(表)

(略)	督促状
(略)	

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内(以下「不服申立期間」といいます。)に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)(審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年

別記様式第3号 (第4条関係)
(表)

(略)	督促状
(略)	

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日(処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。))この処分の取消しの訴えを提起することができます。

<p><u>を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</u></p>	<p>(裏)</p> <p>(略)</p>
(略)	(裏)

(新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則の一部改正)

第16条 新潟県確認事務の委託の手續等に関する細則（平成17年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>別記様式第3号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">登録（更新）申請に関する通知書</p> <p>(略)</p> </div> <p>(教示)</p> <p>1 <u>審査請求について</u></p> <p><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。</u></p> <p><u>ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。</u></p> <p><u>なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。</u></p> <p>2 <u>処分の取消しの訴えについて</u></p>	<p>別記様式第3号（第3条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">登録（更新）申請に関する通知書</p> <p>(略)</p> </div> <p>(教示)</p> <p>1 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。</u></p> <p>2 <u>この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</u></p>

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第4号（第4条関係）

(略)
適合命令書
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第4号（第4条関係）

(略)
適合命令書
(略)

(教示)

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第5号（第5条関係）

(略)
登録取消処分通知書
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、

別記様式第5号（第5条関係）

(略)
登録取消処分通知書
(略)

(教示)

処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第11号（第10条関係）

(略)
駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、新潟県公安委員会に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

別記様式第11号（第10条関係）

(略)
駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書
(略)

(教示)

1 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県公安委員会に異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日（処分についての異議申立てを行った場合は、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員

会となります。)この処分の取消しの訴えを提起
することができます。

(1) この処分については、上記1の審査請求の
ほか、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して6か月以内に、新潟県を被告
として（訴訟において新潟県を代表する者は
新潟県公安委員会となります。）、処分の取消
しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、
処分の取消しの訴えは、その審査請求に対す
る判決があったことを知った日の翌日から起
算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合に
は(2)）の期間が経過する前に、この処分（審
査請求をした場合には、その審査請求に対す
る判決）があった日の翌日から起算して1年
を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提
起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)
（審査請求をした場合には(2)）の期間やこ
の処分（審査請求をした場合には、その審査
請求に対する判決）があった日の翌日から起
算して1年を経過した後であっても処分の取
消しの訴えを提起することが認められる場合
があります。

別記様式第14号（第13条関係）

(略)
駐車監視員資格者証返納命令書
(略)

(教示)

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処
分があったことを知った日の翌日から起算して
3か月以内（以下「不服申立期間」といいます。）
に、新潟県公安委員会に対して審査請求をする
ことができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この
処分があった日の翌日から起算して1年を経過
した場合は、審査請求をすることができなくな
ります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期
間やこの処分があった日の翌日から起算して1
年を経過した後であっても審査請求をすること
が認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求の
ほか、この処分があったことを知った日の翌
日から起算して6か月以内に、新潟県を被告
として（訴訟において新潟県を代表する者は

別記様式第14号（第13条関係）

(略)
駐車監視員資格者証返納命令書
(略)

(教示)

新潟県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

この処分について不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は新潟県公安委員会となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。